

## ◆ 給料の支給総額と手取額

**Q** : サラリーマンである夫の給与明細を見ると、支給総額と手取額にかなりの差があります。いろいろ天引きされているのは、全て税金でしょうか。

**A** : 税金のほかに社会保険料なども天引きされます。

### 【解説】

給料20万円と聞いていたのに、実際にもらった額は16万円ちょっとだったのでガックリした、という経験は誰しももっているのではないのでしょうか。会社の支給額と実際に手にする額（手取額）は違って、しかも支給額より手取額の方が少ないのが普通です。給与明細書は通常「支給総額－各種控除額＝差引支給額（手取額）」となっていて、支給総額は、基本給や各種手当で構成されています。

各種控除額は、社会保険料（①健康保険、②厚生年金、③雇用保険）、④所得税、⑤住民税、⑥組合費・積立金などで構成されています。①健康保険料は万一病気やケガをしたときの医療費負担を軽くするための拠出です。②厚生年金保険料は老後の生活の支えとなる年金を積み立てる基金として、③雇用保険料は失業したときの生活安定のための拠出金として、それぞれ支払うものです。④所得税、⑤住民税はいうまでもなく税金のひとつです。これら5つは、給与を支払うときに必ず控除しなければなりません。このほか、社内預金や生命保険料、労働組合費などは、会社と労働組合や従業員代表とが協定すれば給与から控除できるものです。

